

配偶者等からの暴力の防止及び 被害者の保護・自立支援に関する計画 (第4次)

基本的な考え方

配偶者等[※]からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、経済力の格差などの社会的・構造的問題を背景としているとともに、被害者は多くの場合女性であり、配偶者が暴力を加えることは個人の尊厳を害し、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。

またDVは、その多くが外部から発見が困難な環境において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。

このため、周囲も気づかぬうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があり、また、直接の被害者のみならず、家族、とりわけ子どもに対して心身の成長に深刻な影響を与えます。

このような状況の改善に向けては、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護・自立支援に向けた不断の取組や子どもを含む同居者等への総合的支援が必要であり、人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図ることが重要です。

※配偶者等：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める「配偶者」だけでなく、交際相手等も含まれます。

計画の期間、進捗状況の検証・評価

令和元年（平成31年）～令和5年度までの5年間（この期間中、必要に応じて見直しを行う）
毎年度、取組の進捗状況等を検証・評価して、公表します。

策定の視点

- 1 暴力を許さない社会の実現
- 2 被害者の状況に応じた継続的な支援の実施 ～未然防止から自立支援まで～
- 3 地域の実情・課題に応じた支援体制の確立
- 4 社会情勢の変化に応じた対策
- 5 関係機関等との連携協力体制の推進

計画の体系

- 基本目標Ⅰ DV被害に気づく環境づくり
- 基本目標Ⅱ 暴力を許さない意識・環境づくり
- 基本目標Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実
- 基本目標Ⅳ 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化
- 基本目標Ⅴ 被害者の状況に応じた支援体制の推進

基本目標Ⅰ

重点目標1 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供

〈被害者自らがDVに気づく啓発の実施〉

- ①カード等の活用による、被害者自身への気づきを促す継続的な情報提供
- ②被害者が参加する講習会等の活用による集中的な広報啓発の実施
- ③市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施
- ④企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開
- ⑤DV相談支援センター等相談機関の周知徹底
- ⑥DVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発（新規）

重点目標2 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進

〈職務関係者・近親者による気づき、二次的被害の防止及び相談の勧奨〉

- ①被害者の早期発見のための関係機関向け実践的対応マニュアルの定着
- ②生活困窮や児童虐待等の背景にあるDV被害に気づき、相談機関へつなぐための働きかけ
- ③被害者に接する機会がある、あらゆる職務関係者及び住民への啓発・研修等の実施
- ④市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施【再掲】
- ⑤企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開【再掲】
- ⑥DV相談支援センター等相談機関の周知徹底【再掲】
- ⑦通報の趣旨の周知

基本目標Ⅱ

重点目標3 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化

〈年代（ターゲット）に応じた啓発による、あらゆる暴力を許さない意識の醸成〉

- ①あらゆる世代に対して、互いを尊重する関係を築き、暴力を許さず、いのちを大切にすることを育む教育・研修の実施
 - ②年代に応じた暴力を許さない意識づくりやデートDVの啓発（新規）
 - ③あらゆる機会を通じて、保護者に対してDVの子どもに対する影響やデートDV等に関する情報提供及び啓発を実施
 - ④地域において暴力を防止するための地域活動拠点等への啓発の実施
 - ⑤企業等職場におけるハラスメント講習等を活用した啓発の実施
- #### 〈加害者への対応〉

- ①警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ
 - ②加害への気づきを促す情報提供
 - ③加害者にも被害者にもならないための更生プログラムの実施（新規）
 - ④DVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発（新規）【再掲】
- #### 〈市町村の取組への働きかけ〉

- ①DV基本計画策定の働きかけ及び支援

基本目標Ⅲ

重点目標4 相談体制の充実・強化

〈身近な相談窓口の設置〉

- ①DVに悩むすべての方のための相談窓口の設置（拡充）
- ②相談支援体制の充実（拡充）
- ③SNS等を活用した相談の実施（新規）

〈市町村の相談窓口での相談体制の充実〉

- ①市町村における相談窓口の明確化及び庁内関係課の連携強化（市町村内ネットワークの構築）
- ②「DV被害者支援マニュアル（相談）」の活用など市町村DV相談窓口への支援
- ③市町村の相談員等に対する体系的な研修による人材育成（拡充）
- ④市町村の困難事案等に対する助言等の実施（拡充）
- ⑤市町村における住民基本台帳の閲覧等の制限に係る被害者の情報管理の徹底への働きかけ

〈DV相談支援センター等相談員の対応力強化〉

- ①DV相談支援センターや保健所の相談員・ケースワーカーに対する体系的な研修の実施（拡充）
- ②複雑・困難な事案等に対する外部専門家による指導・助言の実施

〈切れ目のない支援体制に向けた関係機関との連携強化〉

- ①転居を伴う被害者への市町村間の連携による継続的支援の実施
- ②府内市町村間での広域連携による相談窓口の充実
- ③府、市町村、警察等相談窓口機関と民間支援団体等との連携強化による被害者の安全確保と確実な保護のための体制整備

重点目標5 緊急保護の充実

- ①被害者の状況に応じたシェルター（一時保護機能）の確保と機能の拡充（拡充）
- ②市町村の緊急保護体制等確保に向けた働きかけ
- ③警察等との連携による被害者を保護する施設の防犯機能の強化
- ④被害者の移送方法の確立及びその安全対策の強化
- ⑤被害者の特性に応じたカウンセリングの充実
- ⑥警察との連携によるストーカー被害者への支援

重点目標6 DV家庭に育つすべての子どもへの支援

- ①DVが子どもに及ぼす影響について、地域で子どもに関わるあらゆる関係者に理解を促進
- ②要保護児童対策地域協議会と連携した子どもへの支援の充実
- ③子どもの面前で暴力行為を行った保護者への指導支援の強化（新規）
- ④一時保護所での同伴児童に対する支援の充実（拡充）
- ⑤一時保護所を退所後も支援が受けられるよう避難先の市町村要保護児童対策地域協議会等と連携した切れ目のない子どもへの支援の充実
- ⑥保育所の優先随時入所や就学手続き等弾力的運用、加害者への対応等個人情報の適切な管理の徹底等の市町村等への働きかけ
- ⑦保育所・幼稚園、学校等における子どもの見守り・支援体制の充実

重点目標7 外国人、障害のある人、高齢者の被害者への支援の充実及び男性被害者、加害者への対応

〈外国人被害者への支援〉

- ①外国人支援団体と連携した相談対応の充実
- ②外国人被害者の母国語（翻訳）相談シートを活用した相談窓口での被害者支援
- ③外国人被害者の母国語（翻訳）による支援制度や各種手続きの説明等を掲載したリーフレット等の作成

〈障害のある人や高齢者の被害者への支援〉

- ①障害者・高齢者の虐待相談窓口との連携強化
- ②障害者・高齢者施設等被害者に対応した一時保護委託の充実

〈男性被害者や加害者への対応〉

- ①DVに悩むすべての方のための相談窓口の設置（拡充）【再掲】
- ②被害者の状況に応じたシェルター（一時保護機能）の確保と機能の拡充（拡充）【再掲】
- ③警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ【再掲】
- ④加害者への気づきを促す情報提供【再掲】
- ⑤加害者にも被害者にもならないための更生プログラムの実施（新規）【再掲】
- ⑥DVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発（新規）【再掲】

基本目標IV

重点目標8 支援策の充実・強化

- ①一時保護所退所時の母子生活支援施設等への自立支援計画の作成など継続的な支援の充実
- ②「DV被害者支援マニュアル（自立支援）」による市町村の支援体制への支援
- ③市町村における被害者支援コーディネーター配置への働きかけ
- ④京都ジョブパーク等との連携強化による自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実（拡充）
- ⑤府営・市町営住宅を活用した被害者の居住支援の充実

重点目標9 生活の安定と心身回復へのサポート

〈被害者の生活の安定と心のケア〉

- ①専門的なカウンセリングや精神的治療による心理的ケアの充実
- ②グループワーク、ピア・カウンセリングによる心理的ケアの充実
- ③ひとり親家庭自立支援センターやハローワーク、ジョブパークにおける母子家庭の母や単身の被害者を含めた就業支援・職業訓練施策の充実
- ④地域における日常生活や同伴児童の養育を支援する地域サポートの充実
- ⑤京都ジョブパーク等との連携強化による自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実（拡充）【再掲】

〈被害者や子どもを地域で見守る体制〉

- ①一時保護所退所後の被害者と子どもを含む家族に対する訪問支援の強化（拡充）
- ②被害者の社会的自立を身近な地域で支える「地域生活サポーター」の効果的な活用
- ③地域母子会や民生児童委員等との連携による地域における被害者や子どもへの見守り・支援体制の充実

重点目標10 関係機関の連携強化

- ①「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」など関係機関の情報の共有化と被害者の相談、保護・社会的自立までの効果的かつ円滑な支援の実施のための連携・強化の充実
- ②市町村におけるDV施策の推進・連携体制の整備への働きかけ
- ③行政機関と民間支援団体等との機能やノウハウを活かした連携強化

基本目標V

重点目標11 民間支援団体との連携・支援

- ①被害者の状況に応じたシェルター（一時保護機能）の確保と機能の拡充（拡充）【再掲】
- ②民間支援団体等職員への体系的な研修による人材育成（拡充）
- ③被害者への支援制度等、民間シェルター等への情報提供による支援

重点目標12 都道府県間の広域連携体制の充実

- ①近隣府県との協議の実施や府県間の広域連携による効果的な被害者支援の実施

重点目標13 苦情処理体制の整備

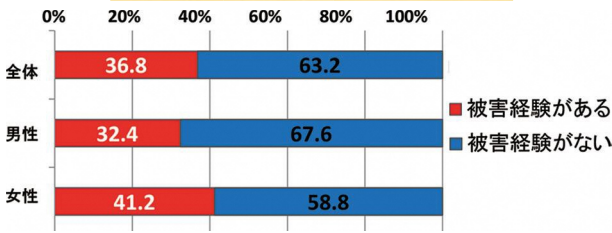
- ①苦情の迅速、適切な処理体制の整備についての市町村に対する働きかけ

D V の 形 態

- 身体的暴力
なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力
- 精神的暴力
人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫など
- 経済的暴力
生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど
- 性的暴力
嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど

●京都府内のDVの状況（平成30年度「配偶者等からの暴力に関する調査」より）

配偶者からの暴力の被害経験

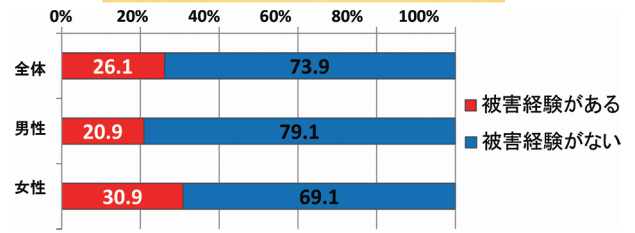


- ・身体的攻撃による被害が多い
- ・男性の約9割、女性の約7割が「相手と別れない」
- ・男性の約9割、女性の約7割が「被害をだれにも相談していない」

子どもへの影響

- ・「DVを子どもがみたことある」と答えた人が約4割
- ・そのうち、「子どもが大人の顔色をうかがうようになった」と答えた人が約3割、そのほか、「言葉を話さなくなった」、「急に甘えるようになったり、赤ちゃんがえりした」など

交際相手からの暴力の被害経験



- ・心理的攻撃による被害が最も多い
- ・男性の約6割、女性の約4割が「相手と別れない」
- ・男性の約9割、女性の約7割が「被害をだれにも相談していない」

DVを見聞きした経験とそのときの対応

- ・「配偶者や交際相手から暴力を受けている（かもしれない）」と答えた人約3割
- ・被害者に気づいたときどうしたか「加害者に対して暴力をやめるよう話した」約1割「暴力を受けている人に相談先を紹介した」約1割「なにもしなかった」約6割

●主な相談機関（一人で悩まず、まずは電話してください）

相談機関	電話番号	開設日・時間	相談方法
京都府家庭支援総合センター	075-531-9910	毎日 9:00 ~ 20:00 * 緊急の相談・通報は 24 時間受付 * 必要に応じて一時保護も行っています	電話相談
		月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00 ~ 19:00	面接相談（要予約）
京都府南部家庭支援センター（宇治児童相談所）	0774-43-9911	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00 ~ 17:00	電話相談 面接相談（要予約）
京都府北部家庭支援センター（福知山児童相談所）	0773-27-9020 ※ 2019年4月～2020年6月（予定） 0773-22-9911 ※ 2020年7月～（予定）	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00 ~ 17:00	電話相談 面接相談（要予約）
京都市DV相談支援センター	075-874-4971	月～土曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00 ~ 17:15 * 緊急ホットライン（受付時間外の緊急時のみ） 075-874-7051	電話相談 面接相談（要予約）
京都府警察総合相談室	# 9110 又は 075-414-0110	月～金曜日（休日及び年末年始の閉庁日を除く） 9:00 ~ 17:45	電話相談 面接相談
京都府男女共同参画センターらら京都	075-692-3437 （受付電話）	女性・労働相談 月・火曜日 10:00 ~ 19:00 木・金・土曜日 10:00 ~ 18:00 女性のためのカウンセリング 木曜日 18:00 ~ 20:50 女性のための法律相談 第2、4木曜日 13:30 ~ 16:30 ※いずれも祝日・年末年始を除く	電話相談 面接相談（要予約）
京都市男女共同参画センターウイングス京都	075-212-7830	女性への暴力相談（祝日・年末年始を除く） 月・木・金・土曜日 11:00 ~ 18:00 火曜日 11:00 ~ 19:30	電話相談 面接相談（要予約）
京都市男性のためのDV電話相談	075-277-1326	第2・4火曜日（祝日を除く） 19:00 ~ 20:30	電話相談
京都YWCA・APT（Asian People Together） ※外国人のための相談電話	075-451-6522 apt@kyoto.ywca.or.jp	タイ語、フィリピン語、英語、中国語による相談 月曜日 13:00 ~ 16:00 木曜日 15:00 ~ 18:00	電話相談 （日本語以外は要予約） メール相談

令和元年6月発行

京都府府民環境部男女共同参画課・健康福祉部家庭支援課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

電話 075-414-4291 / FAX 075-414-4293 / E-mail danjokyodo@pref.kyoto.lg.jp